

埼玉県県民生活部青少年課 会計年度任用職員(若者支援機関専門支援員) 募集要項

埼玉県では、次のとおり埼玉県県民生活部青少年課に勤務する令和8年度会計年度任用職員(若者支援機関専門支援員)を募集します。

1 職務内容

若者が抱えている困難は複雑化・深刻化しており、単一の支援機関や支援者のみで若者を支援することが難しくなってきています。

そこで、県では、困難を抱える若者を支援する様々な支援機関及び支援者(以下、「支援機関等」)に向けた分野横断的なスキルアップ研修の実施や支援機関等が相互に連携できるネットワークづくりに取り組んでいます。

若者支援機関専門支援員には、主に以下の職務を担っていただきます。

- ・支援機関等を対象としたスキルアップ研修会のテーマ選定、講師の依頼、会場選定、参加者募集、広報、運営、アンケート作成・集計及びその他事務作業
- ・支援機関等に対するホームページなどを活用した情報発信
- ・支援機関等との関係づくり
- ・支援機関等からの相談対応
- ・新たな支援機関等の調査・発掘
- ・埼玉県若者支援協議会事務局の事務 など

2 応募資格

(1) 青少年健全育成(特に困難を抱える若者への支援)に関する視点を持ち、次のアとイの要件を満たすとともに、意欲をもって職務にあたることができる人

※年齢、性別、学歴、国籍は問いません。ただし、国籍については、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には応募できません。

ア こども・若者支援に関する知識・経験を有し、支援機関等の相互連携に向けて関係者との連絡調整能力を有する人

イ Word や Excel などパソコンの基本的操作ができ、かつ、オンライン会議の実施やホームページ等で県の取組の発信について、ネット環境上での操作ができるスキルを有する人

(2)(1)にかわらず、地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は応募できません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 採用予定者数

1人

4 勤務条件

(1)任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

原則週4日・週29時間(午前9時00分～午後5時15分(7時間15分))

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日、勤務時間の割り振りについては応相談。

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇10日

※その他の休暇は県の規定によります。

(5)報酬

月額:213,000～237,000円

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和8年1月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限ります。

(9)勤務地

埼玉県県民生活部青少年課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(衛生会館3階)

(変更の範囲)変更なし

※「4 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかつたりする場合があります。

5 応募について

(1)応募方法

応募書類を埼玉県県民生活部青少年課まで直接持参するか、下記の応募・問合せ先まで郵送してください。

郵送の場合は、封筒の表に、「会計年度任用職員採用選考申込書在中」と朱書きしてください。

※郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(2)受付期間

令和8年1月15日(木)～令和8年2月3日(火)

※郵送の場合、令和8年2月3日(火)必着

※直接持参の場合、受付時間9時から17時まで(土曜・日曜・祝日除く)

6 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。第一次審査の合否については、令和8年2月中旬に応募者全員に通知いたします。

作文:文字数800字程度

テーマ:「埼玉県における若者支援の課題と解決策について、これまでの経験や知見を踏まえて、あなたの考えを述べてください。」

※様式任意、パソコン作成可

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁舎内の会場で令和8年2月17日(火)午後、予備日として2月18日(水)に実施予定です。正式な日時及び場所については、第一次審査合格者宛に令和8年2月中旬に通知します。

(3)最終合格

令和8年2月下旬に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

※第一次審査、第二次審査ともに、提出された書類の返却はしません。提出された書類の個人情報は本審査以外に使用しません。

7 応募書類

(1)履歴書(様式第7号)、身上書(様式第8号)

履歴書の連絡先には、第一次審査の結果と面接の日程を連絡するため、平日の昼間に連絡が確実にとれる電話番号を記入してください。

(2)職務経歴書(様式任意、パソコン作成可)

(3)作文(様式任意、パソコン作成可)

8 応募書類の提出及び問合せ先

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁衛生会館3階)

担当:県民生活部青少年課 企画・非行防止担当 川村、矢本

電話:048-830-2905